

平成12年2月8日  
株式会社 幸福銀行  
金融整理管財人

## 幸福銀行の旧経営陣に対する民事訴訟の提起について

株式会社幸福銀行金融整理管財人は、本日、大阪地方裁判所に対し、旧経営陣を被告とする損害賠償請求を提起しました。

### 1 提訴案件の概要

被告は、顛川徳助（元社長）、同勉二（元副社長）、同徳昭（元専務）の3人で、連帯して73億円とその遅延損害金の支払いを請求するものです。請求する根拠は、商法に定める株式会社の取締役として、職務を行う上での義務（善管注意義務、忠実義務）に反して融資をしたために、幸福銀行に損害を与えたということです。対象となった融資の案件は2件であり、いずれも刑事で起訴されている案件です。うち、1件は昨年8月に仮差押をした案件です。

### 2 各融資案件についての請求の趣旨、請求原因（対象融資、事案の概要、注意義務違反、損害額）は別紙のとおりです。

### 3 幸福銀行の概要

株式会社幸福銀行は、大正15年7月和歌山市において幸福無尽株式会社として設立され、昭和26年10月に株式会社幸福相互銀行となり、平成元年2月に株式会社幸福銀行に転換し、現在に至っています。

平成11年5月22日、株式会社幸福銀行は、「金融機能のための緊急措置に関する法律」8条1項に基づき、金融再生委員会より「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受け、同日付けで金融整理管財人による管理下に置かれました。

株式会社幸福銀行の資本金は130億8000万円であり、発行済株式総数は82万8000株、株主数は364名です。その株主構成は、被告ら顛川一族が支配するグループ企業と個人からなっており、実質上、顛川一族が支配する銀行でした。その顛川一族の中心が顛川徳助元社長であり、顛川勉二元副社長はその弟、顛川徳昭元専務はその長男です。

# 総合ハウジング案件

## 一 請求の趣旨

2.1 億円と訴状送達以後の遅延損害金の請求

## 二 請求の原因

### 1 本件対象融資

平成7年8月2日 2.5 億円（肩代わり資金）

### 2 事案の概要

顕川グループ企業である総合ハウジング（昭和47年5月22日設立）は、平成元年9月ころから同3年8月ころにかけて、マンション建設用地を次々を買収したが、地下の下落でマンション建設ができなくなり、事業活動を停止し塩漬けの状態です土地を保有するのみであった。このため運転資金さえも調達できず、本件融資時点では実質的に倒産状態であり、借入金の金利支払は原告からの借入金に依存していた。原告は、本件融資の時点で4.2 億円の貸付金を有し、それが順次延滞になっていたにもかかわらず、本件融資により他の債権者に対する借入金2.5 億円を肩代わり融資した。原告は、この債権の回収不能により損害を受けた。

### 3 注意義務違反—回収不能が確実な債務者に、適切な債権保全措置をとらずに肩代わり融資をした。

①総合ハウジングは実質倒産状態

②原告の体力低下後の融資

平成5年日銀考査で「資産内容が悪化。第2地銀協の中で最も悪い部類」「特に注意を要する状態」との指摘

③担保 本件融資時点の担保価値は実質7 億円程度。大幅な担保不足下での追加融資。追加担保をあわせても1.7 億円程度。

④融資手順の問題点

- ・2.0 億円以上の融資には取締役会決議が必要であるが遵守していない。
- ・審査部、貸出協議会の審査を経ず、関連事業部から被告ら3名の直接決裁に。

### 4 損害額 本件融資には1円も返済されておらず、肩代わりにより設定された1番抵当の現在価値約3億5700万円を差し引いた残額2.1 億円余が少なくとも損害。

# 幸和不動産案件

## 一 請求の趣旨

52億円と訴状送達以後の遅延損害金の請求

## 二 請求の原因

### 1 本件対象融資

平成9年2月から同11年5月まで 55億1270万円（運転資金追加融資）

### 2 事案の概要

被告ら颯川グループ企業である幸和不動産（昭和38年12月設立）は、昭和61年以後阪急不動産と共同して阪急宝塚山手台の大規模な宅地開発事業を行っていたところ、地下の下落により、平成5年の販売開始以後継続して赤字となり、1期として営業利益、経常利益をプラスにできなかった。その結果、平成8年時点では再建が不可能な状態となっており、同年1月以後は、原告グループ以外の金融機関からの融資がストップされたため、事業費、必要経費、支払利息等必要な資金のすべてを原告から調達していた。原告は、破綻まで一貫して融資を継続し、総額338億円余（手形貸付、証書貸付、支払承諾）の与信を行った。幸和不動産は、原告破綻後破産し、債権回収不能により原告に損害が生じた。

### 3 注意義務違反—回収不能が確実な債務者に、適切な債権保全措置をとらずに漫然と貸し付けを継続

①幸和不動産の破綻は確実であり、被告らはそれを十分認識していた。

- ・他行が融資のストップ（平成8年1月）
- ・平成7年大蔵省検査で幸和不動産への融資について、「損失拡大のおそれが認められる」「極めて慎重な管理が必要となっている」との指摘（平成8年3月19日）
- ・他行の債権保全措置（登記留保物件の登記請求。平成9年1月）が開始。
- ・社内で、破綻必至との検討結果（平成8年7月）。「会社更生が望ましい」との意見も（平成9年1月）。

②原告の経営悪化 平成7年大蔵省検査「今後の決算見通しは極めて深刻」

③担保 ほとんど無担保（7番抵当）。追加担保は求めている。

④融資手続の問題点

- ・審査部、貸出協議会の審査を経ず、関連事業部から被告ら3名の直接決裁に。

### 5 損害額 平成9年2月以後融資した分で返済分を差し引き計算した55億1270万円から、同11年8月被告らの預金（普通、定期）と相殺した約2億2900万円を差し引いた残額のうち52億円。